

小牧市建設工事余裕期間設定制度試行要領

〔令和5年12月6日〕
〔4小契第1595号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定する制度の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間であって、契約締結日の翌日から工事開始日の前日までの期間をいう。
- (2) 実工期 受注者が実際に工事を実施するために要する期間（当該工事に係る準備期間及び後片付けの期間を含む。）をいう。
- (3) 工事開始日 実工期の始期の日をいう。
- (4) 工事完了期限日 実工期の終期の日をいう。
- (5) 通常工期 フレックス方式における、発注者が定める、工事を実施するために要する期間（当該工事に係る準備期間及び後片付けの期間を含む。）をいう。
- (6) 全体工期 契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書（様式第1。以下「特記仕様書」という。）に明示した工事完了期限日までの期間であって、余裕期間と通常工期を合わせた期間をいう。
- (7) 発注者指定方式 発注者があらかじめ工事開始日を指定する方式をいう。
- (8) フレックス方式 受注者が全体工期の範囲内において工事開始日及び工事完了期限日を設定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事（以下「余裕期間設定工事」という。）の対象は、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 余裕期間を設定することで、適正な実工期の設定ができない工事又は工事目的物の供用開始に影響を及ぼす工事

(2) 緊急を要する工事

(3) 低入札価格調査等により、工事開始日以降に契約を締結することとなった工事

(4) その他余裕期間を設定することが適当でないと認められる工事
(余裕期間の設定及び余裕期間内の取扱い)

第4条 余裕期間の設定は、発注者指定方式又はフレックス方式から発注者が指定して行うものとする。

2 発注者は、3月を超えない範囲で余裕期間を設定することができるものとする。

3 余裕期間の設定に係る積算上の割増しは、行わないものとする。

4 余裕期間内においては、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下「技術者等」という。）の配置を要しないものとする。

5 受注者は、余裕期間内に工事（工場製作、現場での測量、資機材の搬入、仮設物の設置その他の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、資機材の準備（現場への搬入を除く。）、労働者の手配、設計の照査及び関係者との協議については、この限りでない。

6 前項に定めるもののほか、余裕期間内における作業の可否は、別表のとおりとする。

7 余裕期間内における工事用地の管理は、発注者の責において行うこととし、発注者は、受注者に資機材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行わせてはならないものとする。

（発注者指定方式における工事の始期）

第5条 受注者は、発注者指定方式による契約締結後において、余裕期間内に準備が整ったこと等により、工事開始日よりも前に工事に着手することを希望するときは、工事開始日の変更について、発注者に協議を申し出ることができるものとする。

2 前項の協議の結果、工事開始日を変更する場合は、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

（フレックス方式における工事の始期及び終期）

第6条 受注者は、フレックス方式による契約締結前までに、実工期を決定し、速やかに工事の始終期届出書（様式第2）を市長に提出しなければならない。この場合において、受注者は、工事開始日及び工事完了期

限日を小牧市の休日を定める条例（平成2年小牧市条例第23号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）とすることはできない。

2 受注者は、フレックス方式による契約締結後、届け出た工事開始日及び工事完了期限日に変更の必要が生じた場合には、発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、全体工期の範囲内において工事開始日及び工事完了期限日を変更することができるものとする。

3 前2項の規定により届出され、又は変更される実工期は、通常工期を確保することを原則とする。

（特記仕様書の添付）

第7条 発注者は、余裕期間設定工事の設計書に、指定した方式に従い、特記仕様書を添付するものとする。

（契約に関する取扱い）

第8条 余裕期間設定工事の場合における、発注者と受注者の契約に関する取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書に記載する工期は、発注者指定方式による場合は全体工期とし、フレックス方式による場合は全体工期及び工事の始終期届出書により届出された実工期とする。

(2) 受注者は、小牧市工事請負契約約款第11条第1項の規定にかかわらず、工事開始日の前日までに現場代理人等を発注者に通知しなければならない。

(3) 受注者は、工事開始日後、施工方法が確立した時期に施工計画書を発注者に提出するものとする。

(4) 受注者は、工事实績情報システム（CORINS）への登録申請を工事開始日後、休日を除いて10日以内に行わなければならない。この場合において、技術者等の従事期間については、実工期とする。

(5) 受注者は、工事開始日から前払金の支払いを発注者に請求することができるものとする。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。

(6) 契約保証の期間は、契約締結日から工事完了期限日までとする。

(7) 法定外労働災害保険の保険期間の開始日は工事開始日とし、保険契約書又は保険会社の加入証明書の写しの提出が必要な工事においては、受注者は、保険契約締結後速やかに発注者にこれを提出しなければならない。

(8) 受注者は、建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を、工事開始日から1月以内に発注者に提出しなければならない。ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に発注者用掛金収納書を提出できない場合であって、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出て監督職員の承諾を得たときは、この限りでない。
(経費の負担)

第9条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(工事名)

第10条 発注者は、余裕期間設定工事を発注する場合は、工事名の末尾に、発注者指定方式にあつては「(発注者指定方式余裕期間)」と、フレックス方式にあつては「(フレックス方式余裕期間)」と明示する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする工事(入札公告又は指名通知によらないものにあつては、新規に契約する工事)から適用する。

別表（第4条関係）

	作業内容	可否	備考
基準	余裕期間中は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐が配置されていないため、工事に着手してはならない。		
関係者との協議	関係者との協議	可	<ul style="list-style-type: none"> ・協力業者 ・資材メーカー等
		不可	<ul style="list-style-type: none"> ・工事発注課、工事担当課 ・警察、労働監督基準署等の公的機関 ・近隣住民（自治会関係者等）
届出書類	届出等書類等の作成 （現地踏査は不可）	可	<ul style="list-style-type: none"> ・足場設置届 ・振動騒音等届出 ・道路使用届 ・道路占用届 ・特定粉じん排出等作業実施届出等
	書類等の届出	可	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に必要な書類（請負代金内訳書等）
市へ提出する書類	工事発注課及び工事担当課へ提出する書類の作成 （提出は不可）	可	<ul style="list-style-type: none"> ・実施工程表、施工図等各種提出書類 ・近隣説明文（配布は不可）
		不可	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書 ・施工体制台帳等
	機器及び製作物の図面作成並びに工場製作物（市中品レベル）の手配 （メーカー製品等元請の技術管理が必要ない機器単体照明器具、空調	可	<p>現地調査は不可</p> <p>メーカー既製品等の発注が可能なもの等</p>

	機、タイル等)		
	工場製作 (元請けの技術管理が必要なもの)	不可	現場に合わせた承諾図又は打合せが必要なもの
その他	構造チェック及び数量計算	可	
	下請けとの契約		
	資機材の準備、購入及び手配		
	技能労働者等の手配		
	工事看板及び掲示板製作		
	現況写真撮影		現場内の侵入は不可
	既存施設及び現場の調査並びに踏査	不可	
	現地測量		
	現地への資機材搬入		
	仮設物の設置(工事看板掲示等を含む。)		
樹木の伐採、除草、試掘等			

様式第1その1（第2条関係）

余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書（発注者指定方式）

年 月

本工事は、小牧市工事請負契約約款、設計図書等によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

全体工期：契約締結日の翌日から 年 月 日まで

工事開始日： 年 月 日

余裕期間：契約締結日の翌日から 年 月 日まで

（対象工事）

第1条 本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者、建設資機材確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。

（定義）

第2条 この特記仕様書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間であって、契約締結日の翌日から工事開始日の前日までの期間をいう。
- (2) 実工期 受注者が実際に工事を実施するために要する期間（当該工事に係る準備期間及び後片付けの期間を含む。）をいう。
- (3) 工事開始日 実工期の始期の日をいう。
- (4) 工事完了期限日 実工期の終期の日をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間と通常工期を合わせた期間をいう。

（余裕期間内の取扱い）

第3条 余裕期間内においては、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を要しないものとする。

2 受注者は、余裕期間内に工事（工場制作、現場での測量、資機材の搬入、仮設物の設置その他の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、資機材の準備（現場への搬入を除く。）、労働者の手

配、設計の照査及び関係者との協議については、受注者の責により行うことができるものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、余裕期間内における作業の可否は、小牧市建設工事余裕期間設定制度試行要領（令和5年12月6日4小契第1595号。以下「要領」という。）別表のとおりとする。

（工事の始期の変更）

第4条 受注者は、契約締結後において、余裕期間内に準備が整ったこと等により、工事開始日よりも前に工事に着手することを希望するときは、発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

（契約に関する取扱い）

第5条 本工事における発注者と受注者との契約に関する取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、小牧市工事請負契約約款第11条第1項の規定にかかわらず、工事開始日の前日までに現場代理人等を発注者に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、工事開始日後、施工方法が確立した時期に施工計画書を発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、工事実績情報システム（CORINS）への登録申請を工事開始日後、小牧市の休日を定める条例（平成2年小牧市条例第23号）第1条に規定する休日を除いて、10日以内に行わなければならない。この場合において、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の従事期間については、実工期とする。
- (4) 受注者は、工事開始日から前払金の支払いを発注者に請求することができるものとする。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。
- (5) 契約保証の期間は、契約締結日から工事完了期限日まで（余裕期間を含む。）とする。
- (6) 法定外労働災害保険の保険期間の開始日は工事開始日とし、保険契約書又は保険会社の加入証明書の写しの提出が必要な工事においては、受注者は、保険契約締結後速やかに発注者にこれを提出しな

ければならない。

(7) 受注者は、建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を、工事開始日より1か月以内に発注者に提出しなければならない。ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に発注者用掛金収納書を提出できない場合であって、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出て監督職員の承諾を得たときは、この限りでない。

(経費の負担)

第6条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、要領に定められているもののほか、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

備考 この様式は、発注者指定方式の場合に使用する。

様式第1その2（第2条関係）

余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書（フレックス方式）

年 月

本工事は、小牧市工事請負契約約款、設計図書等によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

全体工期：契約締結日の翌日から 年 月 日まで

（ただし、余裕期間 日間を含む。）

通常工期： 日間

（対象工事）

第1条 本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者、建設資機材確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工期をあわせた全体工期を設定した工事であり、発注者が定めた全体工期において、受注者は工事開始日及び工事完了期限日を任意に設定できる工事（フレックス方式）である。

（定義）

第2条 この特記仕様書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間であって、契約締結日の翌日から工事開始日の前日までの期間をいう。
- (2) 実工期 受注者が実際に工事を実施するために要する期間（当該工事に係る準備期間及び後片付けの期間を含む。）をいう。
- (3) 工事開始日 実工期の始期の日をいう。
- (4) 工事完了期限日 実工期の終期の日をいう。
- (5) 通常工期 発注者が定める、工事を実施するために要する期間（当該工事に係る準備期間及び後片付けの期間を含む。）をいう。
- (6) 全体工期 余裕期間と通常工期を合わせた期間をいう。

（余裕期間内の取扱い）

第3条 余裕期間内においては、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を要しないものとす

る。

2 受注者は、余裕期間内に工事（工場製作、現場での測量、資機材の搬入、仮設物の設置その他の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、資機材等の準備（現場への搬入を除く。）、労働者の手配、設計の照査及び関係者との協議については、受注者の責により行うことができるものとする。

3 前項に定めるもののほか、余裕期間内における作業の可否は、小牧市建設工事余裕期間設定制度試行要領（令和5年12月6日4小契第1595号。以下「要領」という。）別表のとおりとする。

（工事の始期及び終期）

第4条 受注者は、契約締結前までに、要領様式第1により、工事開始日及び工事完了期限日を発注者に届け出なければならない。この場合において、受注者は、工事開始日及び工事完了期限日を小牧市の休日を定める条例（平成2年小牧市条例第23号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）とすることはできない。

2 受注者は、契約締結後、届け出た工事開始日及び工事完了期限日に変更の必要が生じた場合には、発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、全体工期の範囲内において工事開始日及び工事完了予定日を変更することができるものとする。

3 前2項の規定により届出され、又は変更される実工期は、通常工期を確保することを原則とする。

（契約に関する取扱い）

第5条 本工事における発注者と受注者との契約関係の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 受注者は、小牧市公共工事請負契約約款第11条第1項の規定にかかわらず、工事開始日の前日までに現場代理人等を発注者に通知しなければならない。

(2) 受注者は、工事開始日後、施工方法が確立した時期に施工計画書を発注者に提出しなければならない。

(3) 受注者は、工事实績情報システム（CORINS）への登録申請を工事開始日後、休日を除いて、10日以内に行わなければならない。この場合において、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特

例監理技術者及び監理技術者補佐の従事期間については、実工期とする。

- (4) 受注者は、工事開始日から前払金の支払いを発注者に請求することができるものとする。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。
- (5) 契約保証の期間は、契約締結日から工事完了期限日まで（余裕期間を含む。）とする。
- (6) 法定外労働災害保険の保険期間の開始日は工事開始日とし、保険契約書又は保険会社の加入証明書の写しの提出が必要な工事においては、受注者は、保険契約締結後速やかに発注者にこれを提出しなければならない。
- (7) 受注者は、建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を、工事開始日より1か月以内に提出しなければならない。ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に発注者用掛金収納書を提出できない場合であって、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出て監督職員の承諾を得たときは、この限りでない。

（経費の負担）

第6条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

（その他）

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、要領に定めるもののほか、発注者と協議の上、決定するものとする。

備考 この様式は、フレックス方式の場合に使用する。

様式第2（第6条関係）

工 事 の 始 終 期 届 出 書

年 月 日

（宛先）小牧市長

（請負者又
は受託者） 住 所
氏 名

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名）

次のとおり工期を定めたので届け出ます。

記

工 事 名		
路線等の名称		
工 事 場 所		
実工期	工 事 開 始 日	年 月 日から
	工事完了期限日	年 月 日まで

備考

実工期は、通常工期を確保することを原則とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。